

報 告 書

資料編

(公表版)

目 次

1	山武市小松地先市有地における土砂搬入に関する第三者委員会条例	(53)
2	山武市小松地先市有地における土砂搬入に関する第三者委員会委員名簿	(56)
3	第三者委員会・ヒアリング実施状況一覧	(57)
4	ヒアリング実施対象者一覧	(58)
5	提出資料一覧	(59)
6	小松地先市有地に要した経費一覧	(62)
7	アンケート実施結果概要	(63)
8	関係法令	(66)

資料 1

山武市小松地先市有地における土砂搬入に関する第三者委員会条例

(設置)

第 1 条 令和 5 年度に判明した山武市小松地先市有地における土砂搬入に関する事案（以下「土砂搬入に関する事案」という。）について、事実関係の実態把握、再発防止対策の提言の検討並びに報告書の作成及びその提出を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、山武市小松地先市有地における土砂搬入に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 土砂搬入に関する事案の事実関係の実態把握
- (2) 土砂搬入に関する事案の再発防止対策の提言の検討
- (3) 前 2 号に関する報告書の作成及び市長への提出
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 4 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する事務を終える日までの間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる

る。

(オンライン会議システムによる会議の出席)

第7条 委員は、委員長が必要があると認めるときは、オンライン会議システム（映像及び音声の送受信等により自由かつ率直に意見を交換し合うことができるシステムをいう。）によって、会議に出席することができる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により会議に出席した者に対しては、山武市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年山武市条例第43号）の例により実費を弁償する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(収集した文書等の取扱い)

第10条 委員会が収集した資料、作成した調書等（以下「文書等」という。）は、第2条に規定する事務を終える日までの間は、委員会が保管する。

2 文書等は、第2条に規定する事務を終える日をもって、委員会から市長に移管する。

(委員報酬)

第11条 委員が、その職務に従事したときは、山武市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年山武市条例第42号）第2条第1項の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内で市長が定める報酬を支給する。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長

が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、第2条に規定する事務を終える日限り、その効力を失う。

別表（第11条関係）

区分	単位	報酬等	備考
会議	日額	27,000円	
会議委員長加算	日額	5,000円	
調査業務	時間額	11,000円	
報告書作成等関連業務		400,000円	委員ごとの内訳は委員会が定める。

資料2

山武市小松地先市有地における土砂搬入に関する第三者委員会

委 員 名 簿

役職	氏名	所属等
委員長	はいし のりひこ 拝師 徳彦	弁護士
委員	つるみ やすし 鶴見 泰	弁護士
委員	はらしま よしなり 原島 良成	中央大学法科大学院教授
委員	かねだ かずひろ 金田 一広	千葉工業大学教授

資料3 第三者委員会・ヒアリング実施状況一覧

第三者委員会	日付	場所	時間
第1回委員会	令和5年9月22日	第4会議室 (現地踏査含む)	午前10時～午前12時
第2回委員会	令和5年10月4日	オンライン会議	午前9時～午前9時30分
第3回委員会	令和5年10月20日	オンライン会議	午前9時～午前10時
第4回委員会	令和5年12月21日	第5会議室	午前9時45分～午前10時35分
第5回委員会	令和6年1月18日	第8会議室	午前10時～午前11時
第6回委員会	令和6年1月31日	消防団詰所	午後4時～午後5時
第7回委員会	令和6年2月7日	消防団詰所	午後1時～午後3時
第8回委員会	令和6年2月15日	第5会議室	午前9時～午前11時10分
第9回委員会	令和6年3月1日	オンライン会議	午前9時～午前11時
第10回委員会	令和6年3月6日	第6会議室	午前10時～午前11時
第11回委員会	令和6年3月8日	オンライン会議	午前9時～正午
第12回委員会	令和6年3月11日	オンライン会議	午前11時～午後1時
第13回委員会	令和6年3月15日	オンライン会議	午後2時～午後4時20分

ヒアリング	日付	場所	時間
第1回ヒアリング	令和5年10月31日	第5会議室	午後1時～午後3時30分
第2回ヒアリング	令和5年11月8日	大会議室	午後3時～午後5時
第3回ヒアリング	令和5年11月16日	消防団詰所	午前9時～午前11時10分
第4回ヒアリング	令和5年11月24日	第5会議室	午前9時～午前11時
第5回ヒアリング	令和5年12月6日	第6会議室	午前9時～午前11時
第6回ヒアリング	令和5年12月21日	第5会議室	午前9時～午前9時41分
第7回ヒアリング	令和6年1月18日	第8会議室	午前9時～午前10時
第8回ヒアリング	令和6年1月31日	消防団詰所	午後3時～午後4時
第9回ヒアリング	令和6年2月28日	小松浜地区公民館 (現地踏査含む)	午後1時～午後4時15分
第10回ヒアリング	令和6年3月6日	第6会議室	午前9時～午前10時

資料4 ヒアリング実施対象者一覧

No.	対象者	実施日
1	土木課維持係長	令和5年10月31日
2	元土木課維持係長	令和5年10月31日
3	A社代表者	令和5年11月8日
4	元建設環境部長	令和5年11月8日
5	元土木課長	令和5年11月16日
6	環境保全課長	令和5年11月24日
7	B社代表者	令和5年12月6日
8	元土木課主幹	令和5年12月6日
9	土木課維持係主事補	令和5年12月21日
10	元土木課建設係長	令和6年1月18日
11	消防防災課防災係主事	令和6年1月18日
12	土木課維持係長	令和6年1月31日
13	小松浜地区住民	令和6年2月28日
14	小松浜地区住民	令和6年2月28日
15	小松浜地区住民	令和6年2月28日
16	小松浜地区住民	令和6年2月28日
17	小松浜地区住民	令和6年2月28日
18	副市長	令和6年3月6日
19	市長	令和6年3月6日

資料5 提出資料一覧

番号	枝番	担当課	提出書類	備考
1	1	環境保全課	残土埋立事業許可適用除外届一覧 ※令和5年10月2日作成	本件以前に山武市が残土埋立事業を行った場合の手続関係書類
1	2	環境保全課	届出書類原本(平成30年度分から令和2年6月15日まで)	本件以前に山武市が残土埋立事業を行った場合の手続関係書類
1	3	環境保全課	個別審査票(平成18年3月27日から令和2年6月15日まで)	本件以前に山武市が残土埋立事業を行った場合の手続関係書類
1	4	環境保全課	ファイル基準表	本件以前に山武市が残土埋立事業を行った場合の手続関係書類
1	5	環境保全課	規則改正の起案 ※自治体分届出義務廃止理由の確認のため	本件以前に山武市が残土埋立事業を行った場合の手続関係書類
2	1	会計課	本件の契約関係書類 原本を土木課へ移管済み	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	2	土木課	令和3年度・令和4年度機械借上料(単価契約)一覧	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	3	土木課	令和3年度機械借上料(単価契約)支出伝票等一式 令和4年3月28日検査	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	4	土木課	令和4年度機械借上料(単価契約)支出伝票等一式 令和4年6月28日検査	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	5	土木課	令和4年度機械借上料(単価契約)支出伝票等一式 令和4年9月12日検査	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	6	土木課	令和4年度機械借上料(単価契約)支出伝票等一式 令和4年9月30日検査	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	7	土木課	令和4年度機械借上料(単価契約)支出伝票等一式 令和4年10月31日検査	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	8	土木課	令和4年度機械借上料(単価契約)支出伝票等一式 和4年11月30日検査	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	9	土木課	令和4年度小松地先水路修繕工事 支出伝票等一式 令和4年11月30日工事完成	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	10	土木課	令和4年度小松地先水路維持工事 支出伝票等一式 令和4年11月25日工事完成	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	11	土木課	令和4年度小松地先道路維持工事 支出伝票等一式 令和5年1月20日履行確認	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	12	消防防災課	平成28年度小松地先測量業務委託 成果品(簿冊)	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	13	消防防災課	小松日大用地内保安林面積データ	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	14	消防防災課	令和4年度以降 現地確認写真データ	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	15	消防防災課	平成27年度からの小松日大用地の維持管理(除草)業務伝票一覧	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	16	都市整備課	令和2年度 小松地先現況測量業務委託 支出伝票等一式	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	17	都市整備課	令和2年度 小松地先市有地枯木倒木処理業務委託 支出伝票等一式	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	18	都市整備課	令和3年度 小松地先市有地雑草除去業務委託 支出伝票等一式	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	19	都市整備課	令和2年度 小松地先市有地雑草除去業務委託 支出伝票等一式	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
2	20	都市整備課	令和2年度 小松地先市有地枯木倒木処理業務委託(南側) 支出伝票等一式	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
3	1	土木課	日大跡地地質分析一覧 23件	検査証明書など地質調査結果関係書類
3	2	土木課	地質分析(濃度)結果証明書ほか 23件	検査証明書など地質調査結果関係書類
4	1	土木課	登記嘱託書の提出について(都土管第759号 平成26年2月20日)	当該市有地の無償譲渡の経緯がわかる書類
4	2	土木課	公有財産所管換決議書(平成26年8月6日)	当該市有地の無償譲渡の経緯がわかる書類
4	3	土木課	公有財産引継書(都土管第354号 平成26年8月18日)	当該市有地の無償譲渡の経緯がわかる書類
4	4	消防防災課	(市→日本大学) ・日本大学が所有する土地の無償譲渡に係る要望書の提出について(起案原本)	当該市有地の無償譲渡の経緯がわかる書類

番号	枝番	担当課	提出書類	備考
4	5	消防防災課	(市→日本大学)・要望書(写し)	当該市有地の無償譲渡の経緯がわかる書類
4	6	消防防災課	(市→日本大学)・要望書補足文(写し)	当該市有地の無償譲渡の経緯がわかる書類
4	7	消防防災課	(日本大学→市)・寄付申出書(写し)	当該市有地の無償譲渡の経緯がわかる書類
4	8	消防防災課	・公有財産寄付受納決議書(写し)	当該市有地の無償譲渡の経緯がわかる書類
4	9	消防防災課	・公有財産異動報告について(起案原本)	当該市有地の無償譲渡の経緯がわかる書類
4	10	消防防災課	・公有財産引継書(土木課分原本)	当該市有地の無償譲渡の経緯がわかる書類
4	11	消防防災課	・公有財産引継書(起案原本)	当該市有地の無償譲渡の経緯がわかる書類
5		—	該当する公文書なし ※環境省HPの記事受領	3000平米を超える土地の形質変更での知事への届出書類(土壤汚染対策法第4条)。届出不要である場合はそのことがわかる説明。
6		都市整備課	令和5年9月28日付け都市整備課都市計画係作成 Q&A	当該土地が都市計画区域かどうか。土地の形状変更に開発許可が出ている場合はその書類。開発許可が不要な場合はそのことがわかる説明。
7	1	会計課	原本を土木課へ移管済み	埋立工事代金の支出決裁書類(財政部門の関与がわかるもの)
7	2	土木課	番号2と同じ	埋立工事代金の支出決裁書類(財政部門の関与がわかるもの)
8		土木課	番号2と同じ	本件埋め立て工事にかかわった事業者のリスト及び事業者の選定経過に関する資料一式
9	1	消防防災課	事務分担表(令和5年度、4年度、3年度)	第1回委員会で配布された資料9についての権限分掌(各部署及び各役職)がわかる資料
9	2	土木課	事務分担表(令和5年度、4年度、3年度)	第1回委員会で配布された資料9についての権限分掌(各部署及び各役職)がわかる資料
9	3	環境保全課	事務分担表(令和5年度、4年度、3年度)	第1回委員会で配布された資料9についての権限分掌(各部署及び各役職)がわかる資料
10	1	土木課	令和3年度資材及び機械借上げの建設資材単価契約伝票等一式	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
10	2	土木課	令和4年度資材及び機械借上げの建設資材単価契約伝票等一式	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
10	3	都市整備課	令和元年度 小松地先現況測量業務委託(設計)報告書	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
10	4	都市整備課	令和元年度 小松地先現況測量業務委託(測量)報告書	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
10	5	環境保全課	関係機関との協議等関係書類	その他本件に関する文書
10	6	土木課	保安林内作業許可関係文書	その他本件に関する文書
10	7	土木課	事務引継書	その他本件に関する文書
10	8	消防防災課	その他雑文書	その他本件に関する文書
10	9	環境保全課 他	関係例規等(山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例、財務規則他)	関係例規等
10	10	土木課	顛末書	その他本件に関する文書
11	1	土木課	【市実施分】R4.12.8 地質分析(濃度)結果証明書(10月4日送付分)	検査証明書など地質調査結果関係書類
11	2	土木課	【市実施分】R5.7.31~8.4 分析結果速報(山武市小松地先・山武市森地先)、地質調査について(市HP掲載文)	検査証明書など地質調査結果関係書類
11	3	土木課	【市実施分】R5.7.31~8.4 分析結果速報(山武市小松地先・山武市森地先) 業務委託契約伝票 一式	検査証明書など地質調査結果関係書類
11	4	土木課	【市再検査実施分】地質・水質分析結果速報(山武市小松地先・山武市森地先)	検査証明書など地質調査結果関係書類
11	5	土木課	【市再検査実施分】地質調査・水質調査実施位置図	検査証明書など地質調査結果関係書類
12		土木課	【土木課】市議会議員宛住民説明会通知	その他本件に関する文書
13		総務課	【山武市議会】市内小松地先市有地の土砂搬入事案に関する原因究明の徹底、責任の明確化及び再発防止の徹底を求める決議	その他本件に関する文書

番号	枝番	担当課	提出書類	備考
14	1	土木課	令和3年度小松地先土砂撤去工事 支出伝票等一式 令和3年10月25日履行確認	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
14	2	土木課	令和3年度小松地先殻撤去工事 支出伝票等一式 令和3年11月1日履行確認	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
15	1	土木課	【15-1】R051122 土木課 令和3年度～令和5年度 支出状況一覧	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
15	2	土木課	令和3年度機械借り上げ(単価契約) 支出伝票等一式令和4年2月25日履行確認	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
15	3	土木課	令和3年度小松地先コンクリート殻及び生木類処分工事 支出伝票等一式 令和4年3月7日履行確認	本件の契約関係書類(事業者との契約書、見積書、請求書、領収書等一式)
16	1	土木課(個人撮影)	【山武市小松地先写真】写真撮影場所	その他本件に関する文書
16	2	土木課(個人撮影)	【山武市小松地先写真】平成25年7月30日、平成27年5月22日撮影	その他本件に関する文書
17	0	土木課	R060109【土木課】土木課長の説明要約資料	本件市有地の残土への散布剤に関する文書
17	1	土木課	一般粉じん発生施設の構造等に関する基準	本件市有地の残土への散布剤に関する文書
17	2	土木課	令和5年6月27日 建設環境部長作成メモ	本件市有地の残土への散布剤に関する文書
17	3	土木課	「ストーンウォール」関係資料	本件市有地の残土への散布剤に関する文書
17	4	土木課	建土維第71号小松地先防止対策工事(A工区) 執行伺い	本件市有地の残土への散布剤に関する文書
17	5	土木課	建土維第72号小松地先防止対策工事(B工区) 執行伺い	本件市有地の残土への散布剤に関する文書
17	6	土木課	栗田工業(株)「コンクリートC-720グリーン」関係資料	本件市有地の残土への散布剤に関する文書
18	1	土木課	小松地先市有地に関する地区役員への報告(令和5年12月11日)	その他本件に関する文書
18	2	土木課	小松市有地の飛散防止対策工事の進捗と地質の再検査及び水質検査の速報値結果についての報告(令和5年12月14日)	その他本件に関する文書
19		千葉県	山武市小松地先市有地における土砂搬入に係る確認事項について(回答)	その他本件に関する文書
20	1	山武市議会議員	聴取事項	その他本件に関する文書
20	2	山武市議会議員	提供写真	その他本件に関する文書
21		土木課	小松地先市有地の埋め立てに伴う問合せ状況(令和4年3月～10月)	その他本件に関する文書
22		土木課	小松地先他地質調査等業務委託 調査報告書(令和5年12月)	その他本件に関する文書
23		土木課	06_盛土規制法に基づく規制区域について(千葉県ホームページ)・現地写真	その他本件に関する文書
24		環境保全課	山武市小松地先市有地におけるたい積土砂の法面や表面の団結層の取扱いについて(回答)	その他本件に関する文書
25		土木課	令和5年度 小松地先飛散防止対策工事 工事設計書	本件市有地の残土への散布剤に関する文書
26		土木課	小松浜地先新設道路計画説明会 会議録	その他本件に関する文書
27		財政課	単価契約方式における財政課の認識について(回答)	その他本件に関する文書

資料6 小松地先市有地に要した経費一覧

年度	執行日	金額	科目名	部署名	摘要	施工期間
平成27年度	H27.09.11	140,400	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業委託料委託料雑草除去委託料	総務部 消防防災課 防災係	草刈作業業務委託	平成27年8月3日～8月31日
平成27年度	H27.10.07	369,900	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業委託料委託料雑草除去委託料	総務部 消防防災課 防災係	草刈作業委託(9月実施)	平成27年9月7日～9月14日
平成27年度	H27.11.12	486,540	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業委託料委託料雑草除去委託料	総務部 消防防災課 防災係	草刈作業委託(10月実施)	平成27年10月26日～10月30日
平成28年度	H28.08.04	299,160	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業委託料委託料雑草除去委託料	総務部 消防防災課 防災係	草刈作業委託	平成28年6月7日～7月8日
平成28年度	H28.11.04	6,048,000	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業委託料委託料用地測量委託料	総務部 消防防災課 防災係	小松地先用地測量業務委託	平成28年6月30日～10月20日
平成28年度	H28.11.18	299,160	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業委託料委託料雑草除去委託料	総務部 消防防災課 防災係	草刈作業委託	平成28年10月18日～10月31日
平成29年度	H29.07.13	299,160	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業委託料委託料雑草除去委託料	総務部 消防防災課 防災係	草刈作業委託	平成29年6月22日～7月5日
平成29年度	H29.10.17	298,080	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業委託料委託料雑草除去委託料	総務部 消防防災課 防災係	旧日大用地雑草除去業務委託	平成29年9月27日～10月10日
平成29年度	H29.11.13	49,680	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業 需用費 修繕料 修繕料	総務部 消防防災課 防災係	旧日大用地フェンス修繕工事	平成29年10月24日～10月26日
平成30年度	H30.09.06	486,000	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業委託料委託料雑草除去委託料	総務部 消防防災課 防災係	除草業務委託(旧日大用地)	平成30年7月18日～8月27日
平成30年度	H30.12.03	486,000	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業委託料委託料雑草除去委託料	総務部 消防防災課 防災係	小松地先除草業務委託	平成30年10月18日～11月22日
平成31年度	R01.06.25	486,000	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業委託料委託料雑草除去委託料	総務部 消防防災課 防災係	小松地先除草業務委託	令和1年5月28日～6月18日
平成31年度	R01.11.14	486,000	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業委託料委託料雑草除去委託料	総務部 消防防災課 防災係	除草業務委託(旧日大用地)	令和1年8月29日～9月30日
令和2年度	R03.04.09	6,552,700	まちなみ・家屋・土地の適正管理と有効活用(公園費・繰越明許)小松地先市有地整備事業(繰越明許)委託料委託料測量等委託料	都市建設部 都市整備課 都市整備係	小松地先現況測量業務委託・繰越明許費	令和1年8月30日～令和3年3月16日
令和2年度	R02.12.14	1,485,000	まちなみ・家屋・土地の適正管理と有効活用(公園費)小松地先市有地整備事業委託料委託料雑草除去委託料	都市建設部 都市整備課 都市整備係	小松地先市有地雑草除去業務委託	令和2年6月5日～11月30日
令和2年度	R02.12.03	495,000	まちなみ・家屋・土地の適正管理と有効活用(公園費)小松地先市有地整備事業委託料委託料雑草除去委託料	都市建設部 都市整備課 都市整備係	小松地先市有地枯木倒木処理業務委託	令和2年9月11日～10月31日
令和2年度	R03.01.14	495,000	まちなみ・家屋・土地の適正管理と有効活用(公園費)小松地先市有地整備事業委託料委託料雑草除去委託料	都市建設部 都市整備課 都市整備係	小松地先市有地枯木倒木処理業務委託(南側)	令和2年10月31日～12月28日
令和3年度	R03.12.16	2,200,000	まちなみ・家屋・土地の適正管理と有効活用(公園費)小松地先市有地整備事業委託料委託料雑草除去委託料	建設環境部 都市整備課 都市整備係	小松地先市有地雑草除去業務委託	令和3年6月9日～11月30日
令和3年度	R03.11.15	1,287,440	道路網の整備・維持管理(道路維持費)道路維持補修事業 工事請負費 工事請負費 道路維持補修工事	建設環境部 土木課 維持係	小松地先土砂撤去工事	令和3年10月7日～11月5日
令和3年度	R03.11.10	1,287,000	道路網の整備・維持管理(道路維持費)道路維持補修事業 工事請負費 工事請負費 道路維持補修工事	建設環境部 土木課 維持係	小松地先撤去工事	令和3年10月23日～11月19日
令和3年度	R04.03.15	1,257,850	道路網の整備・維持管理(道路維持費)道路維持補修事業 工事請負費 工事請負費 舗装修繕工事	建設環境部 土木課 維持係	小松地先コンクリート敷及び生木類処分工事	令和3年12月25日～令和4年3月14日
令和3年度	R04.03.15	1,597,200	道路網の整備・維持管理(道路維持費)道路維持補修事業 使用材料及び賃借料 使用材料及び賃借料 機械借上料	建設環境部 土木課 維持係	機械借上げ	令和3年6月1日～令和4年3月31日
令和3年度	R04.04.08	1,597,200	道路網の整備・維持管理(道路維持費)道路維持補修事業 使用材料及び賃借料 使用材料及び賃借料 機械借上料	建設環境部 土木課 維持係	機械借上げ(単備契約)バックホ16日、ダンプトラック2t、4t各14日、重機オペレーター16日、重機回送機械2	令和4年3月1日～3月31日
令和4年度	R04.07.11	4,647,500	道路網の整備・維持管理(道路維持費)道路維持補修事業 使用材料及び賃借料 使用材料及び賃借料 機械借上料	建設環境部 土木課 維持係	機械借上げ【単備契約】バックホ10日×2、ブルドーザー25日、振動ローラー25日、重機回送機械2回×2、重機オペレーター50人、普通作業員50人	令和4年5月17日～6月30日
令和4年度	R04.10.07	1,559,800	道路網の整備・維持管理(道路維持費)道路維持補修事業 使用材料及び賃借料 使用材料及び賃借料 機械借上料	建設環境部 土木課 維持係	機械借上げ【単備契約】バックホ10日×2、ブルドーザー10日、振動ローラー10日、重機回送機械1回×2、重機オペレーター10人、普通作業員14人	令和4年8月16日～9月30日
令和4年度	R04.10.19	1,614,800	道路網の整備・維持管理(道路維持費)道路維持補修事業 使用材料及び賃借料 使用材料及び賃借料 機械借上料	建設環境部 土木課 維持係	機械借上げ【単備契約】バックホ10日、12日、ブルドーザー10日、重機回送機械1回×2、重機オペレーター10人、普通作業員14人	令和4年9月2日～10月30日
令和4年度	R04.12.06	1,566,400	道路網の整備・維持管理(道路維持費)道路維持補修事業 使用材料及び賃借料 使用材料及び賃借料 機械借上料	建設環境部 土木課 維持係	【単備契約】機械借上げバックホ12日、10日、ブルドーザー10日、振動ローラー10日、重機回送機械1回、重機オペレーター10人、普通作業員10人	令和4年10月3日～10月31日
令和4年度	R04.12.08	1,537,800	道路網の整備・維持管理(道路維持費)道路維持補修事業 使用材料及び賃借料 使用材料及び賃借料 機械借上料	建設環境部 土木課 維持係	【単備契約】機械借上げバックホ8日、ブルドーザー10日、バックホ10日、振動ローラー12日、重機回送機械1回×2、重機オペレーター10人、普通作業員10人	令和4年11月1日～11月30日
令和4年度	R04.12.13	298,760	道路網の整備・維持管理(道路維持費)道路維持補修事業 需用費 修繕料 道路修繕料	建設環境部 土木課 維持係	小松地先水路修繕工事	令和4年11月11日～11月30日
令和4年度	R04.12.08	299,750	道路網の整備・維持管理(道路維持費)道路維持補修事業 需用費 修繕料 道路修繕料	建設環境部 土木課 維持係	小松地先水路維持工事	令和4年11月1日～11月25日
令和4年度	R05.02.22	1,287,000	道路網の整備・維持管理(道路維持費)道路維持補修事業 工事請負費 工事請負費 道路維持補修工事	建設環境部 土木課 維持係	小松地先道路維持工事	令和4年10月15日～令和5年1月12日
令和4年度	R05.02.14	6,420	地域防災力の向上(災害対策費)防災施設維持管理事業 需用費 消耗品費 一般消耗品	総務部 消防防災課 防災係	小松地先管理用消耗品購入	令和5年1月11日、31日
支払済額総計					41,306,700	

資料7 住民アンケート実施結果概要

■目的

山武市小松地先市有地において土砂が搬入されて高く堆積されている問題につき、近隣にお住いの皆様より土砂の堆積にかかる実態につきお伺いするために、アンケートを実施した。

■対象

小松浜地区 75世帯 木戸浜地区 2世帯

■期間

令和6年2月1日以降順次配布。2月22日を投函期限として回収。

■質問項目

- 1 これまでに、土砂の堆積によって、何かしらの被害を受けたことがありましたら、その時期および内容を教えてください。
- 2 山武市小松地先市有地に堆積されている土砂について、現在も困っていることがありましたら教えてください。
- 3 その他、当委員会にお伝えしたいことがありましたらご自由にお書きください。

■回収状況

回収数 27世帯 回収率 35.1%

令和6年2月1日

小松浜地区にお住いの皆様

山武市小松地先市有地における
土砂搬入に関する第三者委員会
委員長 拝 師 徳 彦
(公 印 省 略)

アンケートのお願いについて (依頼)

時下ますますご清祥のことと存じます。

当委員会は、山武市小松地先市有地（以下、「本件土地」といいます。）において土砂が搬入されて高く堆積されている問題につきまして、第三者の立場より調査・提言を行うべく現在活動を行っております。

今般、本件土地の近隣にお住いの皆様より、土砂の堆積にかかる実態につき当委員会より直接お伺いすべく、アンケートを実施することにいたしました。

つきましては、お手数ですが、別紙のアンケートにお答えいただき、皆様の声を当委員会に頂ければ幸いです。

記

- 1 回答方法 アンケート用紙を同封の返信用封筒にてご返信ください。
- 2 回答期限 **令和6年2月22日(木)まで**にご投函くださるよう、お願いいたします。

【問合せ先】

山武市小松地先市有地における
土砂搬入に関する第三者委員会事務局
(総務課行政係) 担 当：稗田、宇津木
電 話：0475-80-1112 (内線 1112)
メー ル：daisansya@city.sammu.lg.jp

(別紙)

山武市小松地先市有地におきまして、土砂が搬入されて高く堆積されている問題について、以下の点をお伺いいたします。

- 1 これまでに、土砂の堆積によって、何かしらの被害を受けたことがありましたら、その時期および内容を教えてください。

(時期)

(被害の内容)

- 2 山武市小松地先市有地に堆積されている土砂について、現在も困っていることがありましたら教えてください。

- 3 その他、当委員会にお伝えしたいことがございましたらご自由にお書きください。

ご住所

お名前

ご協力ありがとうございました。

資料8 関係法令（抜粋）

1 法令等

民法

: 明治29年4月27日号外法律第89号

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

国家賠償法

：昭和22年10月27日法律第125号

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

〔公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権〕

第二条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

(定義等)

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- 一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
 - 二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
 - 三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗（ふつ）化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第一号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの
- 2 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 3 この法律において「ばい煙処理施設」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。
- 4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。
- 5 この法律において「揮発性有機化合物排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであつて、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 6 前項の政令は、事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組が促進されるよう十分配慮して定めるものとする。
- 7 この法律において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

- 8 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。
- 9 この法律において「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 10 この法律において「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 11 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 12 この法律において「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。
- 13 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。
- 14 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 15 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。
- 16 この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの（ばい煙（第一項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）、特定粉じん及び水銀等を除く。）をいう。

17 この法律において「自動車排出ガス」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

（一般粉じん発生施設の設置等の届出）

第十八条 一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 一般粉じん発生施設の種類
- 四 一般粉じん発生施設の構造
- 五 一般粉じん発生施設の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、一般粉じん発生施設の配置図その他の環境省令で定める書類を添附しなければならない。

3 第一項又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号及び第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更

二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

森林法

: 昭和26年6月26日法律第249号

(指定)

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

一 水源のかん養

二 土砂の流出の防備

三 土砂の崩壊の防備

四 飛砂の防備

五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備

六 なだれ又は落石の危険の防止

七 火災の防備

八 魚つき

九 航行の目標の保存

十 公衆の保健

十一 名所又は旧跡の風致の保存

2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。

3 農林水産大臣は、第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため前二項の指定をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項又は第二項の指定をしようとするときは、林政審議会に諮問することができる。

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

(保安林における制限)

第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 次条第一項に規定する択伐による立木の伐採をする場合

三 第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

四 第三十九条の四第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合

五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

六 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合

七 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

八 除伐する場合

九 その他農林水産省令で定める場合

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損

傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
- 二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合
- 三 第百八十八条第三項の規定に基づいてする場合
- 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 五 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合
- 六 その他農林水産省令で定める場合

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をすとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をすすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をすすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可し

なければならない。

- 5 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。
- 6 第一項又は第二項の許可には、条件を付することができる。
- 7 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限られ、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 8 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。
- 9 第一項第七号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。
- 10 都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合（同項の規定による届出にあつては、第一項第七号に係るものに限る。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められているものである場合は、この限りでない。

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場

その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 五 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- 九 その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる

事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類(同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書)を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

：平成12年11月27日号外法律第127号

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
- 五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

一 支出負担行為

二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

三 支出又は支払

四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

- 2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

- 3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

- 4 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合において

- は、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることを要しない。
- 5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。
 - 6 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。
 - 7 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。
 - 8 第三項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。
 - 9 第三項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
 - 10 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合には、当該処分については、審査請求をすることができない。
 - 11 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
 - 12 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
 - 13 普通地方公共団体の長は、第十一項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

14 第一項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しない。

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として

同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者

として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

別表第五（第百六十七条の二関係）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	二百五十万円
	市町村（指定都市を除く。以下こ百三十万円の表において同じ。）	
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	百六十万円
	市町村	八十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	八十万円
	市町村	四十万円

四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	五十万円
	市町村	三十万円
五 物件の貸付け		三十万円
六 前各号に掲げるもの以外 のもの	都道府県及び指定都市	百万円
	市町村	五十万円

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。
- 3 公共工事の品質は、施工技術及び調査等に関する技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。
- 4 公共工事の品質は、公共工事等の発注者（以下単に「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事等の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。
- 5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保されなければならない。
- 6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。
- 7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が

適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

9 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事等の適正な実施が確保されることにより、公共工事等の受注者（以下単に「受注者」という。）としての適格性を有しない建設業者等が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

10 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事等に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

- 11 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。
- 12 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されなければならない。

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認るときその他必要があると認るときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

- 三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。
- 四 その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
- 五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。
- 六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。
- 七 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用

その他の必要な措置を適切に講ずること。

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

九 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

- 2 発注者は、公共工事等の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。
- 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。
- 4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。
- 5 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。

2 千葉県条例等

千葉県立自然公園条例

昭和35年4月1日千葉県条例第15号

(普通地域内の行為の制限)

第二十条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

- 一 その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
- 二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 六 土地の形状を変更すること。

2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は相当の期限を定めて必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるとき

は、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

- 一 公園事業の執行として行う行為
- 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為
- 三 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの
- 四 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際、既に着手していた行為
- 五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

3 山武市の条例等

○山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例

平成18年3月27日条例第97号

第1節 安全基準等

(残土の埋立てに使用される残土の安全基準)

第3条 市長は、残土の埋立てに使用される残土の汚染状態について、地下水の水質の保全の観点から踏まえ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要な基準（以下「安全基準」という。）を規則で定めなければならない。

2 市長は、安全基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、山武市公害対策審議会の意見を聴かなければならない。

(残土の安全基準を超えた汚染の禁止)

第4条 何人も、残土を安全基準を超えて汚染してはならない。

(安全基準に適合しない残土の搬入の禁止)

第5条 残土を運搬する事業を行う者は、残土の埋立てに使用される残土を搬入しようとするときは、当該残土の汚染状態を確認しなければならない。

2 残土を運搬する事業を行う者は、安全基準に適合しない残土を搬入してはならない。

(土地所有者等の義務)

第6条 市の区域内の土地について所有権、地上権、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、残土の埋立てを行おうとする者に対して土地を提供しようとするときは、当該残土の埋立てにより土壌が安全基準を超えて汚染され、又は災害が発生するおそれがあるか否かを確認しなければならない。

2 土地所有者等は、前項の規定により同項のおそれがあることを確認したときは、当該残土の埋立てを行おうとする者に対して土地を提供してはならない。

3 土地所有者等は、当該残土の埋立てにより土壌が安全基準を超えて汚染され、若し

くは災害が発生し、又はこれらのおそれのあることが認められる場合においては、直ちに、当該残土の埋立てを行った者若しくは行おうとする者に対し当該残土の埋立ての中止若しくは停止を求め、又は原状の回復その他の必要な措置を講じなければならない。

(改良土又は安全基準に適合しない残土による残土の埋立ての禁止)

第7条 何人も、改良土又は安全基準に適合しない残土を使用して残土の埋立てを行ってはならない。

(残土の埋立てによる崩落等の防災措置等)

第8条 残土の埋立てを行う者は、当該残土の埋立てに使用された残土が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

(残土埋立事業の許可)

第9条 残土埋立事業を行おうとする者は、残土埋立事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該残土埋立事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う事業（以下「公共事業」という。）

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき、許認可等（許可、認可、免許その他の申請者に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された残土を販売するために一時的に当該残土のたい積を行う事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事業

第35条 第7条の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(安全基準)

第2条 条例第3条第1項の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているか否かは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る残土の汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断する。

3 前項の測定結果において、水素イオン濃度（pH＝ペーハー）の値が9を超える場合にあっては、採取した試料（残土）のpH値を中性に戻してから希塩酸若しくは酸性緩衝液を用いて溶出試験を行い、その結果が安全基準を超えているか否かを判断するものとする。

(許可の適用除外届出)

第5条 条例第9条第2号又は3号のいずれかに該当する場合は、残土埋立事業許可適用除外届出書（別記第3号様式）により届出するものとする。

2 許可の適用除外届出は、次に掲げる関係書類及び図面を添えて行うものとする。

- (1) 残土埋立事業区域の土地に係る土地所有者の同意書（別記第9号様式）
- (2) 残土の発生元になる契約書の写し
- (3) 残土埋立事業区域の位置図及び付近の見取り図
- (4) 残土埋立事業区域の平面図及び断面図（残土埋立事業区域周辺を含む残土の埋立施工前後の構造が確認できる横断面図、縦断面図）
- (5) 残土埋立事業区域の登記事項証明書及び公図の写し
- (6) 残土埋立事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書（別記第5号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第6号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122

条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」と言う。）が発行したものに限る。以下同じ。）

- (7) 残土の埋立てに使用される残土の予定量の計算書
- (8) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図
- (9) 残土埋立事業に使用する残土の採取場所から残土埋立事業区域までの残土運搬経路証明書（別記第7号様式）
- (10) 残土埋立事業に使用する残土の採取場所における検査試料採取調書（別記第5号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第6号様式）
- (11) この条例以外の法令で規制があり、それぞれの法令の適用を受け、許認可等が必要なものについては、その写し
- (12) その他市長が必要と認める書面及び図面等

別表第1（第2条、第6条関係）

残土の埋立てに係る残土の安全基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	J I S K0102（以下「規格」という。）55に定める方法又は昭和46年環境省告示第59号付表1に掲げる方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境省告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境省告示第64号付表

		2に掲げる方法)
鉛	検液 1 リットルにつき0.01 ミリグラム以下であるこ と。	規格54に定める方法又は昭和46年環 境省告示第59号付表 1 に掲げる方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき0.05 ミリグラム以下であるこ と。	規格65. 2に定める方法又は昭和46年 環境省告示第59号付表 1 に掲げる方 法
砒素	検液 1 リットルにつき0.01 ミリグラム以下であり、か つ、埋立ての用に供する場 所の土地利用目的が農用地 (田に限る。) において は、土壌 1 キログラムにつ き15ミリグラム未満である こと。	検液中濃度に係るものにあつては、 規格61に定める方法又は昭和46年環 境省告示第59号付表 2 に掲げる方 法、農用地にあつては、農用地土壌 汚染対策地域の指定要件に係る砒素 の量の検定の方法を定める総務省令 (昭和50年総務省令第31号) 第 1 条 第 3 項及び第 2 条に規定する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005ミリグラム以下であ ること。	昭和46年環境省告示第59号付表 1 に 掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこ と。	昭和46年環境省告示第59号付表 2 及 び昭和49年環境省告示第64号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこ と。	昭和46年環境省告示第59号付表 3 に 掲げる方法
銅	埋立ての用に供する場所の 土地利用目的が農用地 (田 に限る。) において、土壌	農用地土壌汚染対策地域の指定要件 に係る銅の量の検定の方法を定める 総務省令 (昭和47年総務省令第66

	1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。	号) 第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	J I S K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	J I S K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	J I S K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	J I S K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス—1,2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	J I S K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	J I S K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	J I S K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。	J I S K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01	J I S K0125の5.1、5.2、5.3.1、

ン	ミリグラム以下であること。	5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	J I S K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	昭和46年環境省告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	昭和46年環境省告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	昭和46年環境省告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	J I S K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格67. 2又は67. 3に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。	規格34. 1に定める方法又は昭和46年環境省告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	規格47. 1若しくは47. 3に定める方法又は昭和46年環境省告示第59号付表7に掲げる方法

水素イオン濃度（pH）	4.0以上9.0以下であること。	規格12.1に定める方法 水素イオン濃度が9を超える場合は、再検査する。
-------------	------------------	---

注意 再検査した結果が上記の金属の基準値（許容限度）を超える場合は、条例に基づく措置（撤去等）を執るものとする。

備考

- 1 基準値の欄中検液中の濃度に係るものにあつては、付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「残土」と読み替えるものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき0.01ミリグラム、0.01ミリグラム、0.05ミリグラム、0.01ミリグラム、0.0005ミリグラム、0.01ミリグラム、0.8ミリグラム及び1ミリグラムを超えない場合には、それぞれ検液1リットルにつき0.03ミリグラム、0.03ミリグラム、0.15ミリグラム、0.03ミリグラム、0.0015ミリグラム、0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。
- 3 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 5 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。
 - (1) 乾土20g相当量の生土あるいは風乾細土を100mlビーカー又はポリ容器に採る。
 - (2) 純水又は塩化カリウム液（1N塩化カリウム液に約1/10水酸化カリウム

液に加えてp h 7.0に調節したもの)を50m l加える。(土：純水又は塩化カリウム液= 1 : 2.5とする。)

(3) (2)を攪拌振とうしたのち1時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。

(4) 結果にはP h (H 2 O) 又はP h (K e l) と付記し、測定条件を明確にする。

指数が9を超える(強アルカリ性)の場合は、再検査をする。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B及びセレンについては、水素イオン濃度4の酸性緩衝液を使用する。

(事務の引継ぎ)

第17条 職員は、退職、休職、転任等により異動があった場合は、異動があった日から7日以内に担当事務を後任者又は上司が指定する者に引き継がなければならない。

- 2 前項の規定による引継ぎは、担当事務の概要及び懸案事項等を記載した事務引継書(別記第21号様式)により行うものとする。ただし、係長以上の職員を除く職員については、上司の承認を得て口頭により事務の引継ぎを行うことができるものとする。

(文書事務取扱いの原則)

第3条 事務の処理は、文書によることを原則とする。

- 2 文書は、正確、迅速かつ丁寧に取り扱い、常に事務処理の経過を明らかにし、事務を適正かつ能率的に執行しなければならない。
- 3 文書は、ファイリング方式により管理するものとする。

(随意契約)

第146条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表第5に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額とする。

2 政令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続きは、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約の件名、内容及び相手方の資格要件を公表すること。

(2) 契約を締結したときは、当該契約の件名、相手方及び金額を公表すること。

別表第5 (第146条関係)

随意契約区分表

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円